

# 大東市立

# 5月号



# 野崎人権文化也》多一世多明

あふれる笑顔、幸せのまちづくり。礎に人権尊重。

## 憲法記念日と憲法週間

5月3日は1948年(昭和23年)に「日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する日」と法律で定められた、国民の祝日の1つです。

日本国憲法の公布日(国民に広く知らせる日)と施行日(その法令を実施する日) は 1946年(昭和 21 年) 10月に、いつにするかの検討が行われました。 施行は公布日の半年後ということで、先に施行日が決められました。 5月5日は節句の日で、男の子を祝う日であったため、男女平等を謳う日本国憲法にそぐわない別の日をということで、男女平等の意味を込めてと新たに5月3日が選ばれました。

また、毎年5月3日の憲法記念日を含む5月1日から7日までの1週間を「憲法週間」とし、法務省の機関では、裁判所や弁護士とも協力の上、憲法の精神や司法の機能を国民に理解してもらうための取り組みを行っています。

全ての法律は憲法の規定に違反してはいけないと定められています。憲法週間に日本国憲法の概要を知ることで、現在の日本の理想と限界を理解する機会を持ちたいですね。

#### 大東市立野崎人権文化センター

開館時間:月~土曜日 9:00~22:00 休館日:日·祝日·年末年始 TEL:072-879-1551 FAX:072-879-1552 MAIL:info@nozaki-jinbun.net

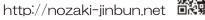


Facebookページ https://www.facebook.com/ daitonozaki.jinbun





ホームページ





### 楽しくつくろう!なごみキッチン ~メロンパンをつくります♪~

\*と き 5月21日(木)・26日(火)・29日(金)

 $\bigcirc 9:30\sim 12:30$   $\bigcirc 13:30\sim 16:30$ 

\*費 用 800円

\*対 象 15歳以上

\*募集人数 各6名(多数の場合は抽選)

\*持 ち 物 エプロン・三角巾

手拭きタオル・食器用ふきん

持ち帰り用容器

参加ご希望の方は、5月1日(金)~11日(月)に 来館または電話かFAXにてお申込みください。



#### ゆびでかくパステルアート ~好きなテーマで描きます♪~

両手の指をつかって描くので、絵が苦手な人でも楽しめます。 心が穏やかになり、みんなが笑顔になれるパステルアート。ぜひ体験してみませんか♪

\*と き 5月22日(金)10:00~12:00

 \*費用
 800円

 \*対象
 15歳以上

\*募集人数 8名(多数の場合は抽選)

参加ご希望の方は、5月1日(金)~14日(木)に 来館または電話かFAXにてお申込みください。 講師:そらいろのたね。rika さん



#### もっとり ラックスしてスピードをゆるめた 生活をしよう

# 「なごみ」スペースに参加してみませんか」

指先を動かしたり、おしゃべりしたり…毎月、折り紙などでいろんな作品をつくっています。

\*と き 毎月第2・3・4木曜日 9:30~11:30

5月は、14日・21日・28日です。 <sub>折り紙などでいろんな</sub>

\*費 用 無料 ※一部、材料費要

\*対 象 15歳以上

\*持 ち 物 折り紙・はさみ



折り紙などでいろんな 作品を作っています。 お気軽にご参加ください♪

## パソコン教室 ~ワード基礎コース~

\*と き 5月19日・26日・6月2日の(火)

5月22日・29日・6月5日の(金) 全6回

10:00~12:00

\*費 用 4,500円(教材費含)

\* 対 象 15歳以上

\*募集人数 8名(多数の場合は抽選)





### パソコン教室 ~ワード応用コース~

\*と き 6月 9日・16日・23日の(火)

6月12日・19日・26日の(金) 全6回

10:00~12:00

\*費 用 4,500円(教材費含)

\*対 象 15歳以上

\*募集人数 8名(多数の場合は抽選)

参加ご希望の方は、5月1日(金)~19日(火)に 来館または電話かFAXにてお申込みください。





予定している講座に関して、 状況によりやむを得ず変更する場合がございます。ご了承ください。





#### 当センターで実施される 四条子育で支援センターの事業内容

#### ★親子でリトミック★

とき 5月14日(木)10:00~

5月26日(火)10:00~

対象 1歳半以上の子と保護者 15組

内容 リズム遊びとクラフト

お問い合わせ

大東市立四条子育で支援センター ひよっこ **☎072-876-7510** 

#### 5月は自転車月間

自転車活用推進法において5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」と定められています。自転車は、便利な乗り物で年齢問わず利用されている方も多いと思いますが、便利な乗り物だからこそ交通ルールを守りましょう。

#### ながら運転は禁止行為です。

- ・スマホや携帯を操作しながら。
- 大音量で音楽等を聞きながら。
- 傘をさしながら。



# Š,

#### 気づき、つながり、支え合う ~地域で守ろう子どもの笑顔~

#### 人権のこと

虐待かと思ったら・・・



児童相談所全国共通ダイヤル お住まいの児童相談所につながります。

※一部のIP電話はつながりません。
※通話料がかかります。

児童虐待とは4種類に分類され、暴言や脅しで心を傷つける「心理的虐待」・なぐるけるなどを行う「身体的虐待」・食事などを与えない「ネグレクト」・「性的虐待」があります。「虐待かな?」「まちがいかも・・・」とためらわずに通報してください。尊い命の誕生とともに生まれた人権。すべての人が当たり前に幸せになるための権利です。子どもたちが幸せに暮らせる権利を守ってあげられるのは大人です。

## 相談窓口のご案内

生活困窮のこと、人権侵害に関すること、就職や進学、不登校や若者のひきこもり等の相談を専門の相談員にお話してみませんか?

相談時間:月曜日 $\sim$ 金曜日 9:00 $\sim$ 18:00 第1 $\bullet$ 3 土曜日 10:00 $\sim$ 18:00

進路の相談は、月曜日と金曜日のみ 20:00 まで相談可能です。

※日曜、祝日、年末年始はお休みです。

問い合わせ: **☎072-879-8810** または072-879-1818 (FAX072-879-3611)

ひきこもり相談専用電話 072-879-2010

ホームページ: http://www.daitonozaki-jinkenkyokai.jp/

特定非営利活動法人 大東野崎人権協会(大東市立野崎人権文化センター内)



